

伊丹市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例の
一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

伊丹市立認定こども園の名称を変更するため。

伊丹市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第号）

伊丹市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例（平成３０年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち伊丹市立幼保連携型認定こども園条例（平成２６年伊丹市条例第４６号）第２条の表に次のように加える改正規定中「伊丹市立南西部こども園」を「伊丹市立ささはらこども園」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。